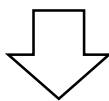


## 提出書類について

## ■提出書類

No.	提出書類	内容
1	特定医療費(指定難病)支給認定申請書(更新)	1枚目表面に現在の受給者証の写しを貼付し必要事項をご記入ください。
2	臨床調査個人票 ※提出がない場合は受付不可	同封の「臨床調査個人票作成依頼書」を指定医療機関に提出し、作成をご依頼ください。※難病指定医が記入し、記載日が6か月以内のものがが必要です。
3	自己負担上限額管理票	氏名の記載がある表紙及び令和7年8月から申請月までの記載ページ。 ・郵送申請の場合:写しを郵送 ・窓口申請の場合:原本又は写しを持参
4	世帯全員の住民票	申請日から6か月以内のもの。 「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」の文言が入ったものをご提出ください。
5	健康保険資格確認書等	受給者が加入する健康保険の種類によって提出書類が変わりますので、以下「■受給者の健康保険は何ですか?」を必ずご確認ください。
6	令和8年度市町村民税課税証明書	収入・所得金額・市民税額等が明記されているものがが必要です。 受給者が加入する健康保険の種類によって提出書類が変わりますので、以下「■受給者の健康保険は何ですか?」を必ずご確認ください。
7	療養生活についてのおたずね	同封のものに、差し支えない範囲でご記入ください。



## ■受給者の健康保険は何ですか?

提出書類「5.健康保険資格確認書等」「6.令和8年度市町村民税課税証明書」は、令和9年1月1日時点で患者さんが加入している健康保険の種類によって提出書類が変わります。

## 【健康保険の種類と提出書類】

No.	提出書類	健康保険の種類			
		・岸和田市、貝塚市国保 ・業種別国保	後期高齢者 医療制度	被用者保険 (各健康保険組合、 共済組合等)	生活保護
5	健康保険資格確認書等	世帯全員の住民票に記載の方のうち、75歳未満の方全員	世帯全員の住民票に記載の方で、65歳以上の方全員	患者と被保険者 ※患者が被扶養者で、患者の確認書に被保険者の氏名が記載されている場合は、被保険者分の提出は不要です。	生活保護受給証明書の原本 (発行から1カ月以内) ※健康保険に加入している場合は、5.健康保険資格確認書等が必要です。
6	令和8年度市町村民税課税証明書	患者と同じ保険に加入する方全員 ※平成22年4月2日以降生まれの方は省略可。	後期高齢者医療制度に加入されている方全員	被保険者 ※被保険者の市町村民税が非課税の場合は、被保険者と患者本人、それぞれの課税状況の確認が必要です。	

※市民税が課税されている方は、「6.令和8年度市町村民税課税証明書」を「給与所得等に係る市・府民税特別徴収税額の決定通知書」等の写しに代えることができます。

## ■追加提出書類（該当者のみ）

No.	提出書類	内容
8	令和7年1月～12月の年金収入等がわかる「改定通知書」「振込通知書」等のコピー	受給者本人の年金収入が826,500円以下となる方で、障害年金（基礎・厚生・共済）、遺族年金（基礎・厚生・共済）等の支給を受けている場合にご提出ください。 ※申請書「4.申し立て欄④」に✓が必要です。
9	指定難病、小児慢性特定疾病の受給者証（コピー）	同一世帯内にお持ちの方がいる場合はご提出ください。

## ■マイナンバーでの提出書類省略について

マイナンバーの取得に伴い、「4.世帯全員の住民票」「5.健康保険資格確認書等」「6.令和8年度市町村民税課税証明書」の提出を省略できます。省略を希望する場合は、下記対象者のマイナンバーカードをご持参ください。

※マイナンバーカードはコピーや写真（どちらも両面）でも可。

No.	提出書類	対象者
4	世帯全員の住民票	・受給者
5	健康保険資格確認書等	・受給者
6	令和8年度市町村民税課税証明書	・支給認定基準世帯員（同一世帯で、受給者と同じ健康保険の加入者）

### ●マイナンバーの番号確認と身元確認

受給者のマイナンバー及び申請者の身元確認のため、申請書2枚目裏面に記載の「【表②】個人番号（マイナンバー）記載時の必要書類」を、郵送の場合は写しを、窓口申請の場合は原本又は写しをご提示ください。

### ●マイナンバーによる書類省略に関する留意事項

1. マイナンバーの情報連携には一定期間を要するため、書類を添付して申請する場合と比べ、受給者証の交付に時間がかかります。（プラス1か月程度）

2. 支給認定基準世帯員（同一世帯で受給者と同じ健康保険の加入者）の個人番号は、申請者がマイナンバーカード等で確認し、自己責任で申請書に記載してください。

※マイナンバーの記載漏れ・誤りがあった場合、受給者証の交付に時間がかかります。

3. 受給者及び支給認定基準世帯員（同一世帯で受給者と同じ健康保険の加入者）の方の市町村民税が未申告の場合、後日、書類の追加提出を求めご連絡を行います。

※年内に追加書類を提出されない場合は上位所得（D）として取り扱います。